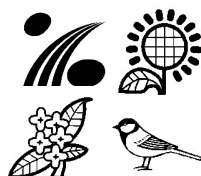


座間市土木工事共通仕様書

令和 7 年 1 月



令和 3 年 8 月改正
平成 3 0 年 7 月改正
平成 2 7 年 4 月改正

平成 2 5 年 4 月
財務部契約検査課



目 次

第1編共通編	1
第1章 総則	1
第1節 総 則	1
1-1-1-1 適用	1
1-1-1-2 用語の定義	1
1-1-1-3 設計図書の照査等	5
1-1-1-4 施工計画書	6
1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録	6
1-1-1-6 監督員	7
1-1-1-7 工事用地等の使用	7
1-1-1-8 工事着手	7
1-1-1-9 工事の下請負	8
1-1-1-10 施工体制台帳	8
1-1-1-11 請負者発注者間の情報共有	8
1-1-1-12 請負者相互の協力	8
1-1-1-13 調査・試験に対する協力	8
1-1-1-14 工事の一時中止	9
1-1-1-15 設計図書の変更	10
1-1-1-16 工期変更	10
1-1-1-17 支給材料及び貸与品	11
1-1-1-18 工事現場発生品	12
1-1-1-19 建設副産物	12
1-1-1-20 工事完成図	13
1-1-1-21 工事完成検査	13
1-1-1-22 既済部分検査等	14
1-1-1-23 部分使用	15
1-1-1-24 施工管理	15
1-1-1-25 履行報告	17
1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求	17
1-1-1-27 工事中の安全確保	18
1-1-1-28 爆発及び火災の防止	20
1-1-1-29 後片付け	20

1-1-1-30 事故報告書	21
1-1-1-31 環境対策	21
1-1-1-32 文化財の保護	24
1-1-1-33 交通安全管理	25
1-1-1-34 施設管理	27
1-1-1-35 諸法令の遵守	27
1-1-1-36 官公庁等への手続等	30
1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更	31
1-1-1-38 工事測量	31
1-1-1-39 不可抗力による損害	32
1-1-1-40 特許権等	32
1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償	33
1-1-1-42 臨機の措置	33
第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート	33
第2編 材料編	33
第3編 土木工事共通編	34
第1章 総 則	34
第1節 総 則	34
3-1-1-4 支給材料及び貸与物件	34
3-1-1-8 工事完成図書の納品	34
3-1-1-9 請負代金の支払いを伴わない工事検査	34
3-1-1-14 提出書類	34
第2章 一般施行	34
第3節 共通的工種	35
3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	35
3-2-3-25 銘板工	35
第4編 河川編から第7編 ダム編	36
第8編 道路編	36
第6章 トンネル（NATM）	36
第8節 抗門工	36
8-6-8-6 銘板工	36

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 節 総 則

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（令和 6 年 1 1 月改正版）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。

2. 共通仕様書の適用

請負者は、共通仕様書の適用に当たって、建設業法第 1 8 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完了検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法第 2 3 4 条 2 に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 優先事項

契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5. SI 単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非 S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非 S I 単位とする。

1-1-1-2 用語の定義

1. 監督員

監督員とは、工事請負契約書第 9 条に基づき、発注者から請負者に通知された者をいう。

2. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

3. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

4. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。

5. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。

6. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

7. 契約図面

契約図面とは契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

8. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

9. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書類をいう。

10. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

11. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

12. 指示

指示とは、契約図書の定めにに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

13. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。

14. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

15. 提出

提出とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

16. 提示

提示とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

17. 報告

報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

18. 通知

通知とは、発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

19. 連絡

連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

20. 納品

納品とは、請負者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

21. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

22. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、現場代理人、監理（主任）技術者及び監督員の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、署名又は押印を省略することができる。

23. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

24. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式

の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

25. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

26. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して請負者から発注者へ、または請負者へ提出される書類をいう。

27. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

28. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

29. 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

30. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

31. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

32. 工事検査

工事検査とは、完成検査（指定部分に係るものを含む）、出来形検査、中間（部分）技術検査、中間（全体）技術検査、抜打ち検査をいい、その内容は座間市工事検査規程（以下「検査規程」という。）第3条による。

33. 検査員

検査員とは、検査規程第3条の規定に基づき、工事検査を行うために定めた、検査規程第5条に掲げる者をいう。

34. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、請負者の負担とする。

35. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

36. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

37. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含み工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

38. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

39. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

40. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

41. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

42. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

43. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

44. SI

SI とは、国際単位系をいう。

45. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

46. JIS 規格

JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含む

ものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-1-4 施工計画書

1. 一般事項

請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 工事概要 | (2) 計画工程表 |
| (3) 現場組織表 | (4) 指定機械 |
| (5) 主要船舶・機械 | (6) 主要資材 |
| (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） | |
| (8) 施工管理計画 | (9) 安全管理 |
| (10) 緊急時の体制及び対応 | (11) 交通管理 |
| (12) 環境対策 | (13) 現場作業環境の整備 |
| (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | |
| (15) その他 | |

2. 変更施工計画書

請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

請負者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-1-5 コリنز（CORINS）への登録

座間市公共工事共通取扱書第 2 章第 1 節 共通仕様（1）コリنز（CORINS）への登録に

よる。

1-1-1-6 監督員

1. 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-1-7 工事用地等の使用

1. 維持・管理

請負者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. 用地の確保

設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 第三者からの調達用地

請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

4. 用地の返還

請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

請負者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-8 工事着手

請負者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める

工事始期日以降 30 日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-9 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が座間市の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-1-10 施工体制台帳

座間市公共工事共通取扱書第 2 章第 1 節共通仕様（5）施工体制台帳による。

1-1-1-11 請負者発注者の情報共有

請負者、発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、契約図書に定めのある場合は、設計者、請負者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによる。

1-1-1-12 請負者相互の協力

請負者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-13 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に請負者に通知するものとする。

2. 公共事業労務費調査

請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行

なわなければならない。

- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査

請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 施工合理化調査等

請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 低入札価格調査

請負者は、当該工事が座間市公共工事低入札価格調査取扱要綱の規定に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
- (2) 第1編 1-1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
- (3) 請負者は、間接工事費等の諸経費について、監督員から資料等を求められた場合には、速やかに監督員に提出しなければならない。
- (4) 請負者は、間接工事費等諸経費について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

なお、監督員からその内容の説明を当該下請負工事の請負者へ行う場合があるので、請負者は了知するとともに、下請負工事の請負者に対し周知しなければならない。

6. 独自の調査・試験を行う場合の処置

請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、請負者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-1-14 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-42 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-15 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-1-16 工期変更

1. 一般事項

契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

請負者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

請負者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、

必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

請負者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

請負者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-1-17 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

請負者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

請負者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品清算書、支給材料清算書

請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

5. 返還

請負者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6. 修理等

請負者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

請負者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-1-18 工事現場発生品

1. 一般事項

請負者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-1-19 建設副産物

1. 一般事項

請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。

3. 法令遵守

請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 建設発生土の処理

請負者は、工事によって建設発生土が生ずる場合は、設計図書に明示された処理方法とし、第3項により適正に処理しなければならない。

5. コンクリート塊等の処理

請負者は、工事によってコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、路盤廃材が生ずる場合は、第3項及び「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事

務取扱要領」(土木部長通知 昭和 63 年 3 月 31 日)に基づき、適正に処理しなければならない。

6. 建設発生木材の処理

請負者は、工事によって建設発生木材等が生ずる場合は、第 3 項及び「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」(土木部長通知 平成 16 年 12 月 2 日)に基づき、適正に処理しなければならない。

7. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

請負者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が 100 万円以上の場合には、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を所定の様式に従い作成し、施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。

8. 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書

請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を発注者に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。

9. 建設副産物情報交換システム

請負者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。

1-1-1-20 工事完成図

請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

1-1-1-21 工事完成検査

1. 工事完成通知書の提出

請負者は、契約書第 32 条及び座間市契約規則第 79 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。

2. 工事完成検査の要件

請負者は、工事完成届を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満

たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び請負者等の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5. 修補の指示

発注者は、検査員が修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補の期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

請負者は、当該工事完成検査については、第 3 編 3-1-1-5 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。

1-1-1-22 既済部分検査等

1. 一般事項

請負者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

請負者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関す

る資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 修補

請負者は、発注者の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

請負者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-5 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。

7. 中間前払金の請求

請負者は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-1-23 部分使用

1. 一般事項

発注者は、請負者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督員による検査

請負者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間技術検査による検査（確認）でも良い。

1-1-1-24 施工管理

1. 一般事項

請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

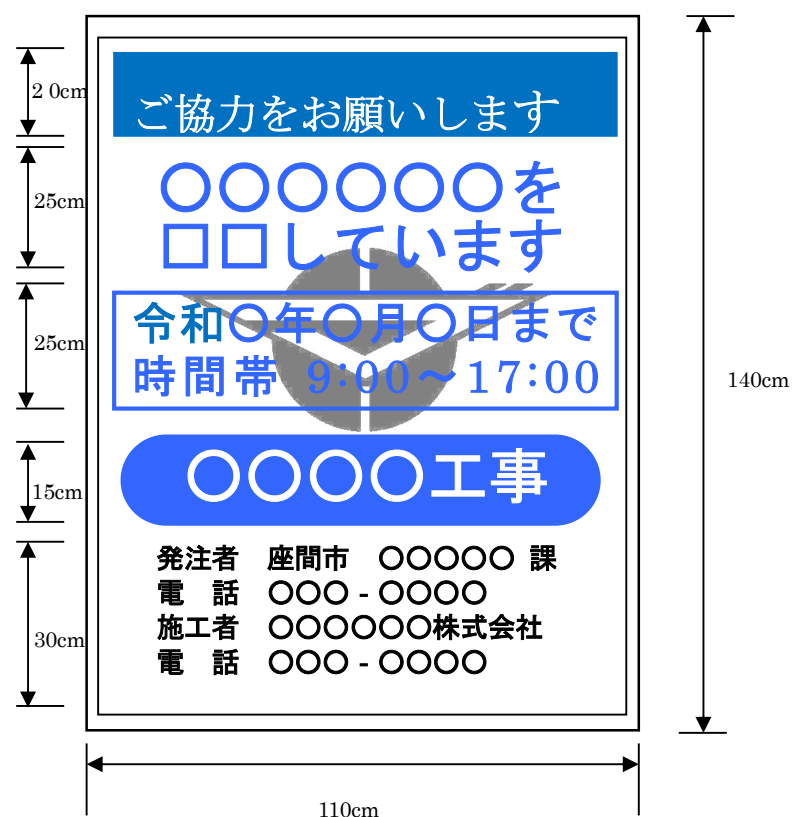
監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3. 工事中標示板の設置

請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、次の事項を記載した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに表示板を撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。なお、工事中標示板は図 1-1-2 を標準とする。

図 1-1-2 工事中標示板の標準図



[注]・色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「道路補修工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。

- ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。
- ・「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。
- ・工事看板内容表示例については巻末の参考資料3を参照すること。

4. 整理整頓

請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5. 周辺への影響防止

請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、また影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 労働環境等の改善

請負者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 発見・拾得物の処置

請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

8. 記録及び関係書類

請負者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた「座間市土木工事施工管理基準書」により施工管理及び写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「1. 土木工事施工管理基準及び規格値」、及び「2. 土木工事写真基準」に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

1-1-1-25 履行報告

請負者は、契約書第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。

1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著

しく不適當と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適當と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-27 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 2 年 3 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。

2. 支障行為等の防止

請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 周辺への支障防止

請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

4. 防災体制

請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

5. 第三者の立入り禁止措置

請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

6. 安全巡視

請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

7. 現場環境改善

請負者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニ

ケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

8. 定期安全研修・訓練等

請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

9. 施工計画書

請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

10. 安全教育・訓練等の記録

請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

11. 関係機関との連絡

請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

12. 工事関係者の連絡会議

請負者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

13. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。

14. 安全優先

請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

16. 地下埋設物等の調査

請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

17. 不明の地下埋設物件等の処置

請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

18. 地下埋設物件等損害時の措置

請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

1-1-1-28 爆発及び火災の防止

1. 火薬類の使用

請負者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- (1) 請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 火気の使用

請負者は、火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中的火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-1-29 後片付け

請負者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸

及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-1-30 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

1-1-1-31 環境対策

1. 環境保全

請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 苦情対応

請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

3. 注意義務

請負者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4. 排出ガス対策型建設機械

請負者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業

により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

請負者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表 1-1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

5. 特定特殊自動車の燃料

請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

6. 低騒音・低振動型建設機械

請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

7. 特定調達品目

請負者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正法律第 66 号。「グリーン購入法」という。））第 2 条に規定する環境物品等をいう。）及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

8. 率先利用認定資材

請負者は、「県土整備局公共工事グリーン調達基準（別表第 7）」に定める認定対象品目のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。

なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」（土木部長通知 昭和 63 年 3 月 31 日）に基づき、適切に利用しなければならない。

1-1-1-32 文化財の保護

1. 一般事項

請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関

して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-33 交通安全管理

1. 一般事項

請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全等輸送計画

請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

4. 交通安全法令の遵守

請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 30 年 12 月改正 内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

5. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用す

るものとする。

6. 工事用道路共用時の処置

請負者は、特記仕様書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8. 通行許可

請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年 9 月 改正政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上でかつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-1-34 施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-35 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

請負者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適合であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 座間市契約規則 | (昭和60年規則第17号) |
| (2) 建設業法 | (昭和25年法律第100号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和31年法律第120号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和22年法律第49号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和47年法律第57号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和50年法律第28号) |
| (7) じん肺法 | (昭和35年法律第30号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和49年法律第116号) |

(9) 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)
(10) 健康保険法	(昭和 11 年法律第 70 号)
(11) 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和 51 年法律第 33 号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 3 年法律第 94 号)
(14) 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)
(15) 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)
(16) 道路運送法	(昭和 26 年法律第 183 号)
(17) 道路運送車両法	(昭和 26 年法律第 185 号)
(18) 砂防法	(明治 30 年法律第 29 号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和 33 年法律第 30 号)
(20) 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)
(21) 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)
(22) 航空法	(昭和 27 年法律第 231 号)
(23) 公有水面埋立法	(大正 10 年法律第 57 号)
(24) 軌道法	(大正 10 年法律第 76 号)
(25) 森林法	(昭和 26 年法律第 249 号)
(26) 環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)
(27) 火薬類取締法	(昭和 25 年法律第 149 号)
(28) 大気汚染防止法	(昭和 43 年法律第 97 号)
(29) 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)
(30) 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)
(31) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和 59 年法律第 61 号)
(32) 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)
(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)
(34) 文化財保護法	(昭和 25 年法律第 214 号)
(35) 砂利採取法	(昭和 43 年法律第 74 号)
(36) 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)
(37) 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)
(38) 測量法	(昭和 24 年法律第 188 号)
(39) 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)
(40) 都市公園法	(昭和 31 年法律第 79 号)
(41) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年法律第 104 号)
(42) 土壌汚染対策法	(平成 14 年法律第 53 号)

- (43) 駐車場法 (平成 18 年 5 月改正法律第 46 号)
- (44) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- (45) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)
- (46) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号)
- (47) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
- (48) 河川法施行法 (昭和 39 年法律第 168 号)
- (49) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号)
- (50) 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)
- (51) 漁港漁場整備法 (平成 19 年 5 月改正年法律第 61 号)
- (52) 空港法 (平成 20 年法律第 75 号)
- (53) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)
- (54) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (55) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- (56) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (57) 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)
- (58) 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)
- (59) 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- (60) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)
- (61) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- (62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(昭和 42 年法律第 131 号)
- (63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (64) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
- (65) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)
- (66) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年法律第 51 号)
- (67) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)
- (68) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)
- (69) 行政機関の保有する個人情報に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)
- (70) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成 18 年 6 月法律第 91 号)
- (71) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (72) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (平成 11 年条例第 3 号)
- (73) 座間市の地下水を保全する条例施行規則 (平成 10 年規則第 43 号)
- (74) 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (平成 3 年条例第 1 号)

(75) 座間市道路管理規則

(昭和 61 年規則第 28 号)

(76) 座間市環境基本条例

(平成 24 年条例第 2 号)

2. 法令違反の処置

請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 不適当な契約図書の処置

請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

1-1-1-36 官公庁等への手続等

1. 一般事項

請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続きの提示、提出

請負者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

7. 交渉時の注意

請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。請負者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更

1. 施工時間の変更

請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 休日または夜間の作業連絡

請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

1-1-1-38 工事測量

1. 一般事項

請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

2. 引照点等の設置

請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3. 工事用測量標の取扱い

請負者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 既存杭の保全

請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わな

ればならない。

5. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1-1-1-39 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第 30 条第 2 項に規定する「請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-40 特許権等

1. 特許権等

請負者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、

その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2. 保全措置

請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償

座間市公共工事共通取扱書第 2 章共通使用 1 共通仕様（11）保険の付保及び事故の補償に関する仕様書による。

1-1-1-42 臨機の措置

1. 一般事項

請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第 2 章 土工、第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和 6 年 1 1 月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。

第 2 編 材料編

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和 6 年 1 1 月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。

第3編 土木工事共通編

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-4 支給材料及び貸与物件

7. 段階確認の臨場

削除 （建設機械の無償貸付仕様書について記述）

3-1-1-8 工事完成図書の納品

3. 電子成果品及び紙の成果品

削除 （電子納品に関して記述）

3-1-1-9 請負代金の支払いを伴わない工事検査

1. 適用範囲

請負代金の支払いを伴わない工事検査とは、座間市工事等検査規程第3条(3)随時検査、座間市抜打ち検査実施要領に基づく、抜打ち検査をいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

3-1-1-14 提出書類

1. 一般事項

請負者は、提出書類を座間市契約規則の様式に基づいて監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、神奈川県県土整備局土木工事書類作成マニュアル等を参考にし、監督員の指示する様式によらなければならない。

第2章 一般施行

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

第 3 節 共通的工種

3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

15. 市道の埋戻し

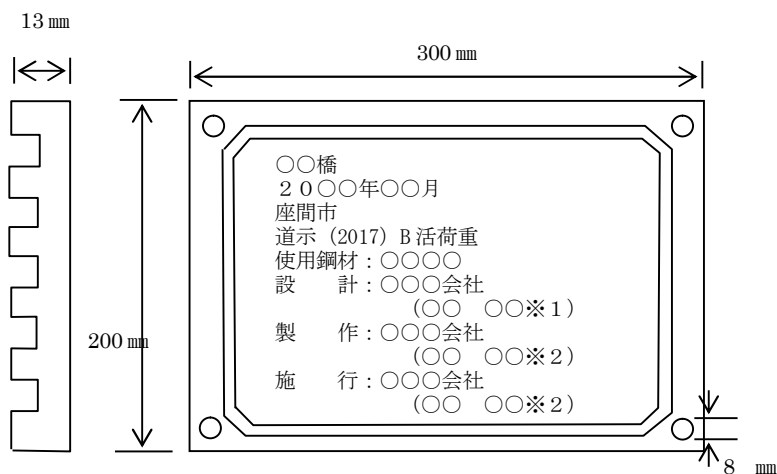
市が管理する道路及び道路予定地において埋戻しを行う場合は、座間市道路管理規則により速やかに埋戻しを行い、交通に支障のないようにしなければならない。

3-2-3-25 銘板工

1. 一般事項

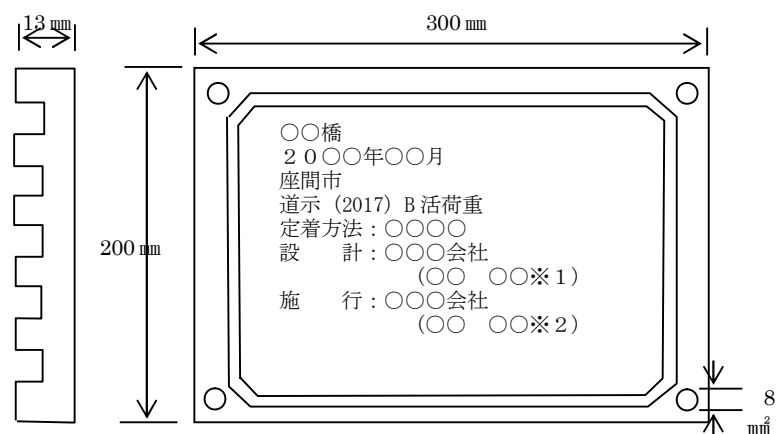
請負者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図 3-2-2 によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。

板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm



板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名



板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 3-2-2

第4編 河川編から第7編 ダム編

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。

第8編 道路編

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

第6章 トンネル（NATM）

第8節 抗門工

8-6-8-6 銘板工

3. 標示板

請負者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。

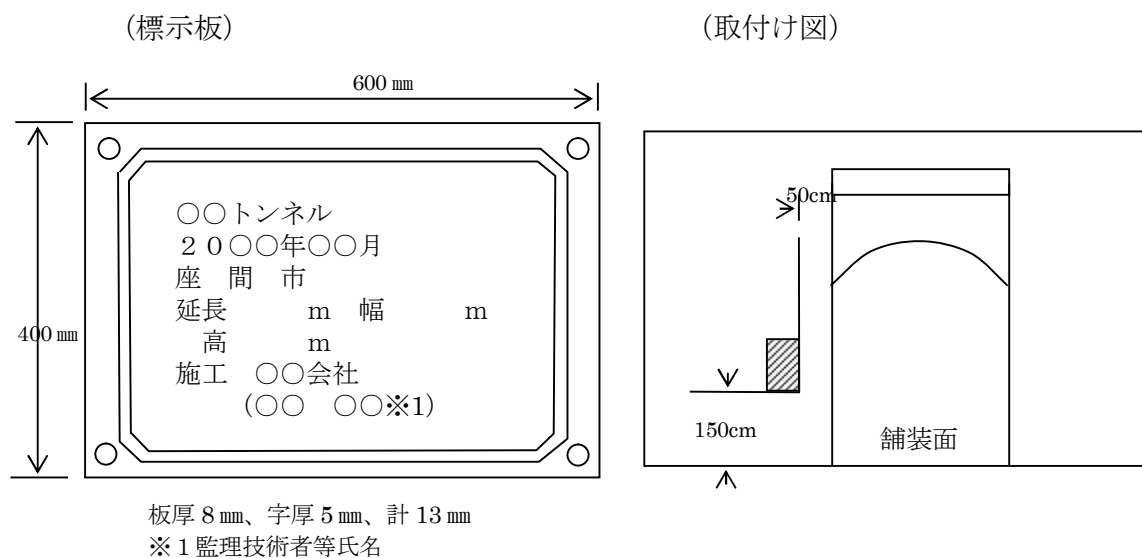


図 8 - 6 - 2